

令和3年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	330 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	12,028 千km	23 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	43,201 千人	175 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	118,359 人	479 人
(5) 主要な建設改良事業		
ア バス停留所施設整備事業		49,779 千円
イ 乗合自動車購入費		564,080 千円
ウ 営業所建替整備事業		205,041 千円
エ バス運行情報提供事業		87,565 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）1,080,000千円を借り入れる。

	収 入
第1款 自動車運送事業収益	9,040,577 千円
第1項 営 業 収 益	7,901,457 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,120,827 千円
第3項 特 別 利 益	18,293 千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	10,051,896 千円
第1項	営 業 費 用	9,748,355 千円
第2項	営 業 外 費 用	277,041 千円
第3項	特 別 損 失	16,500 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 559,883 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,040 千円で補填し、なお不足する額 464,843 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で不足する額 615,157 千円は特別減収対策企業債で措置するものとする。）。

収 入

第1款	自動車運送事業 資本的収入	1,011,488 千円
第1項	企 業 債	814,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	35,386 千円
第3項	県 交 付 金	4,538 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	157,365 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	12 千円
第6項	そ の 他 の 資 本 的 収 入	187 千円

支 出

第1款	自動車運送事業 資本的支出	1,571,371 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,047,405 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	495,950 千円

第3項 投資 18,016 千円

第4項 予備費 10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 平 間 営 業 所 建 替 整 備 事 業 費	令和3年度から 令和4年度まで	356,632 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 814,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
特別減収対策企業債	千円 1,080,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から15か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければな
らない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,132,529 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、701,326千円である。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦